

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 7 月 2 2 日

福島県県北農林事務所長 小久保 仁子

工 事 番 号	第 2 6 — 3 6 2 1 0 — 0 0 0 6 号
工 事 名	防災ダム 0 8 0 2 工事 大笹生 3 期地区
質 問 事 項	
令和 8 年 6 月に農林技術課 H P に掲載された『令和 8 年度農林土木工事等の積算基準の改正について』によりますと、改正後の積算基準は「令和 8 年 7 月 1 日以降に起工する農林土木工事」に適用するとありますが、これは公告日が 7 月 1 日以降の工事が対象でしょうか。それとも着工日が 7 月 1 日以降の工事が対象でしょうか。 また、本工事で使用する単価期適用年月日は令和 8 年 6 月 1 日以降となっていますが、積算基準に関しては令和 8 年度のものでしょうか。それとも令和 7 年度の基準でしょうか。	
回 答 事 項	
『令和 8 年度農林土木工事等の積算基準の改正について』の適用日は、発注者が起工した日が基準日となります。ここでの起工した日とは、発注機関内において設計書の審査に入った日となるため、公告日及び着工日が 7 月 1 日以降の工事ではありません。 また、積算基準に関しては令和 7 年度の基準で積算しています。	